

## 放課後児童クラブ利用者負担金減免申請Q&A

### Q1. 減免申請とは何ですか？

A1. 公設公営及び公設民営の放課後児童クラブの場合、利用者負担金は月額10,000円（通常入所の場合）と定められています。

しかし、市民税の課税状況などによっては、減免申請をすると利用者負担金が全額減免、1/2額減免、1/4額減免となります。

利用者負担金の減免は、市民税の課税状況によって自動的に減免になるわけではなく、申請者のみが適用となるので、減免基準に該当している人でも申請をしなければ減免は適用されません。

### Q2. どんな人が該当になるのですか？

A2. 下記の表をご参照ください。

減免基準	免除の額
生活保護世帯	全額免除
令和5年度（令和4年分）の市民税が非課税である世帯	1/2額免除
令和5年度（令和4年分）の市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯	1/4額免除

### Q3. 市民税の課税状況はどうしたら確認できますか？

A3. 市民税の課税状況については、「市民税・県民税 税額決定通知書」が6月中旬ごろに郵送されるか（ただし、非課税の場合や未申告の場合は通知書は届きません）、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」が事業所（会社）から手渡されるので、そちらでご確認ください。

（詳細は別紙の「対象かどうかの確認方法」をご覧ください。）

### Q4. 申請に必要なものは何ですか？

A4. 申請に必要なものは以下のとおりです。

- ・減免申請書

⇒子育て支援課（市役所東館2階16番窓口）及び各支所市民サービス課においてあります。

- ・市町村民税非課税証明書（令和5年1月1日時点で伊勢崎市外にお住まいだった方のみ）

⇒その時点でお住まいだった自治体の市町村民税非課税証明書（均等割のみ課税されている世帯の方は課税証明書）を持参してください。

なお、証明書が必要なのは父母分（単親なら単親分）だけで、祖父母など他のご家族の証明書は必要ありません。

### Q5. どこで申請すればいいのですか？

A5. 市役所子育て支援課及び各支所市民サービス課窓口で申請することができます。

減免申請書は窓口でそのまま記入できますので、必要書類に不備がなければその場で申請は完了となります。

### Q6. 一時入所でも減免は申請できますか？

A6. 一時入所でも減免を適用することは可能です。（利用実績による正規賦課額から減免）

※一時入所は毎月14日間の利用を上限として、利用者負担金は日額800円（上限10,000円）

（裏面もあります）

**Q7. 減免はどのように決定しますか？**

A7. 減免基準に該当しているかを確認し、問題がなければ決定通知書を送付いたします。  
基準に該当しない場合は、却下通知書を発送します。  
なお、申請期間を過ぎて減免申請を提出した場合には、減免適用は原則として提出日の翌月分の利用者負担金からになります。

**Q8. きょうだいで公設放課後児童クラブに入所している場合、減免申請は一枚でよいですか？**

A8. 児童一人につき一枚の申請をお願いいたします。同じ世帯から複数の児童が入所しており、それぞれの減免申請を行いたい場合、それぞれの申請書を書いていただくことになります。

**Q9. 利用者負担金はどういう時に変わりますか？**

A9. 既に減免を受けている場合、婚姻や離婚などで市民税の課税状況が変わったり、毎年6月に新年度の市民税が確定し、7月から変わることがあります。  
生活保護を理由に減免を受けている場合、保護を受けなくなった際に変わります。  
ただ、利用者負担金が変わっても遡りて還付や追加徴収はありません。

**Q10. 一度、減免申請（決定）すれば、退所するまで減免になりますか？**

A10. 一度、減免申請（決定）していたとしても、市民税の切り替わりにより、該当にならなくなる場合があります。また、反対のこともあります。  
市民税が6月に確定するため、入所する月と6月にそれぞれ「市民税・県民税 税額決定通知書」（6月中旬ごろ送付）または「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」で課税状況を確認してください。

**Q11. 市民税・県民税税額決定通知書を失くしてしまった 又は 内容がよくわからない**

A11. 各種税額決定通知書を失くしてしまった方や内容が不明な場合は、市役所子育て支援課及び各支所市民サービス課窓口で申請の際に税額を確認します。  
ただし、保護者様ご本人に来庁していただき、申請書への記入及び本人確認の必要がございます。電話やメール等で課税状況の確認はできませんので、ご了承ください。